

津幡町有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の保有又は管理する財産等（以下「町有財産」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 民間事業者等により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。
- (2) 広告媒体 町有財産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告は、町の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ町有財産等の用途又は目的を妨げない範囲内で行なうものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 誇大又は虚偽であるもの
- (7) 不当な比較又はひぼう中傷となるもの
- (8) 町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの
- (12) その他、広告媒体に掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

3 前項に定める広告の内容その他広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告掲載に関する定め)

第4条 広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を広告媒体ごとに別に定めるものとする。

- (1) 広告の掲載位置

- (2) 広告の規格
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告掲載期間
- (5) 広告の募集及び選定方法
- (6) 前各号に定めるもののほか、広告の募集及び掲載を行うにあたり必要な事項
(広告主の責務)

第5条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告の内容が第3条に定める基準に抵触した場合で、広告掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主等が負うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取り消し)

第7条 町長は広告主又は広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 掲載決定を行った後の事情変更等により広告の内容等が第4条の基準に抵触したとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 町の業務上やむを得ない事由により広告媒体の提供に支障が生じたとき。
- (6) その他広告掲載が適当でないと判断したとき。

(審査機関)

第8条 広告媒体ごとに掲載する広告の可否を審査するため、津幡町広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は総務部長を、委員は総務部企画財政課長のほか、総務部監理課長、町民福祉部町民児童課長、産業建設部交流経済課長、教育委員会生涯教育課長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合等、町長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 津幡町ホームページ広告掲載取扱要綱（平成19年津幡町告示第24号）は、廃止する。